

## 1. 業務の名称

平成29年度豊町・二葉・西大井地区事業推進支援業務

## 2. 履行期間

契約締結の翌日から平成30年3月16日まで

## 3. 対象地区

二葉三・四丁目、西大井六丁目地区、豊町四・五・六丁目地区（ともに品川区）

## 4. 業務の目的

当該地区は、東京都の危険度判定調査において上位にランクされるなど、防災上の課題が多い密集市街地であり、品川区は平成18年度から住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）を活用した市街地の整備改善に取り組んでいるところである。

機構は、これまで同区からの受託により、まちづくり協議会の運営支援をはじめ、建替え促進や地区公共施設等の整備促進方策の検討を行ってきており、平成29年度も継続する予定である。

本業務は、これまでの検討・協議経緯及び密集市街地における各種取組みの動向を踏まえ、事業普及活動及びまちづくり推進支援、事業推進のための資料作成等支援及び事業計画等に基づく執行状況管理等支援を行うことにより、当該地区の防災まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

## 5. 業務の内容

### 【1】二葉三・四丁目、西大井六丁目地区に関する支援

#### (1) 事業普及活動及びまちづくり推進支援業務

##### 1) まちづくり協議会等の運営支援

- ・二葉三・四丁目まちづくり協議会と西大井六丁目まちづくり懇談会に係る資料作成、記録作成、開催及び運営等の支援（各2回開催予定）
- ・二葉三・四丁目まちづくり協議会と西大井六丁目まちづくり懇談会は、ほぼ同じ内容の資料を作成し使用する予定

##### 2) まちづくりニュースの作成・配布

- ・まちづくりニュース（2回発行予定）の作成支援及び印刷・配布  
（まちづくりニュースの仕様）  
配布方法：全戸配布（地区外権利者へは郵送配布）  
発行部数：約5,370部／回  
仕様：A3版1枚両面、コート紙（再生紙使用）、2色以上

##### 3) まちづくり相談会の運営支援

- ・まちづくり相談会に係る運営等支援（豊町四・五・六丁目地区と合同で2回開催予定）

#### (2) 事業推進のための資料作成等支援業務

##### 1) 地区公共施設の整備等推進支援

- ・特に整備が必要な地区公共施設の整備等推進に係る資料の作成支援、データ整理支援及び権利者を対象とした事業周知活動支援（1回程度の説明会等）

##### 2) 地区内における区有地等活用方策検討支援

- ・二葉4-13街区開放広場を活用した周辺整備に係る計画案の検討支援、関係機関との協議支援、周辺地権者を対象とした説明会・勉強会の開催等及び地権者の意向調査

- 等の支援（説明会 1 回程度及びヒアリング 1 回程度）
- ・その他地区内の区有地等活用方策検討に係る資料作成支援（1 箇所）

(3) 事業計画等に基づく執行状況管理等支援業務

- 1) 整備計画及び事業計画等に係る基礎資料作成支援
  - ・地区内の土地・建物に係るデータの更新及び基礎的指標の整理等の支援

**【2】豊町四・五・六丁目地区に関する支援**

(1) 事業普及活動及びまちづくり推進支援業務

- 1) まちづくり協議会の運営支援
  - ・豊町四・五・六丁目まちづくり協議会に係る資料作成、記録作成、開催及び運営等の支援（2回開催予定）
- 2) まちづくりニュースの作成・配布
  - ・まちづくりニュース（2回発行予定）の作成支援及び印刷・配布  
（まちづくりニュースの仕様）  
配布方法：全戸配布（地区外権利者へは郵送配布）  
発行部数：約4,730部／回  
仕 様：A3版1枚両面、コート紙（再生紙使用）、2色以上
- 3) まちづくり相談会の運営支援
  - ・まちづくり相談会に係る運営等支援（二葉三・四丁目、西大井六丁目地区と合同で2回開催予定）

(2) 事業推進のための資料作成等支援業務

- 1) 地区公共施設の整備等推進支援
  - ・特に整備が必要な地区公共施設の整備等推進に係る資料の作成支援、データ整理支援及び権利者を対象とした事業周知活動支援（1回程度の説明会等）
- 2) 地区内における区有地等活用方策検討支援（1 箇所）

(3) 事業計画等に基づく執行状況管理等支援業務

- 1) 整備計画及び事業計画等に係る基礎資料作成支援
  - ・地区内の土地・建物に係るデータの更新及び基礎的指標の整理等の支援

**6. 特記事項**

(1) 本業務に必要となる業務量(人・日)については、下表を参考とする。

業務内容		業務量 (人・日)	備考
【1】	二葉三・四丁目、西大井六丁目地区に関する支援	49	
【2】	豊町四・五・六丁目地区に関する支援	23	

(2) 提出する成果品

- ・報告書（A4版製本8部）、及びその電子データ媒体2部（CD-ROM）  
まちづくりニュース、案内状、報告書用紙については、グリーン購入法に基づく基本方針（平成26年2月版）の判断の基準（「20-2 印刷」の基準等参照）を満たしていること。  
また、その旨を下記例のように裏表紙等に明記すること。

- 例)
- 本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針判断の基準と満たす紙を使用しています。
  - リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可  
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。

- (3) 業務の履行上必要な情報収集方法等については、事前に機構指示者と協議し、また、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じたときは、その都度機構指示者と協議すること。
- (5) 本業務は業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- (6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- 1) 工事（業務）の施工（履行）に際して、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をを行うこと。
  - 2) 1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。
  - 3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

以 上